第六十一条の二の七第三項、第六十一条の二の十二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項並びに第六十一条の二の十三中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第六十一条の三第一項中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改め、同条第二項第二号中「次条第二項第五号」を「次条第二項第六号」に改め、同項第三号中「第十九条の十九第一項」を「第十九条の三十七第一項」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第十九条の二十第一項の規定による関係人に対する質問並びに特定技能所属機関に係る事業所その他特定技能外国人の受入れに関係のある場所への立入り及びその設備又は帳簿書類その他の物件の検査を行うこと。

第六十一条の三の三第三項中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改める。

第六十一条の三の二第一項中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改め、同条第二項第四号中「第十九条の十九第一項」を「第十九条の三十七第一項」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第十九条の二十第一項の規定による関係人に対する質問並びに特定技能所属機関に係る事業所その他特定技能外国人の受入れに関係のある場所への立入り及びその設備又は帳簿書類その他の物件の検査を行うこと。

第六十一条の六中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改める。

第六十一条の七第四項中「地方入国管理局長」を「地方出入国在留管理局長」に改める。

第六十一条の七の二第一項中「入国管理官署」を「出入国在留管理官署」に改める。

第六十一条の七の六第一項中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改める。

第六十一条の七の六の次に次の一条を加える。

（関係行政機関との関係）

第六十一条の七の七　出入国在留管理庁長官又は入国者収容所長等は、出入国及び在留の管理並びに難民の認定に関する事務の遂行に当たり、当該事務の遂行が他の行政機関の事務に関連する場合には、関係行政機関と情報交換を行うことにより緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

第六十一条の八第一項中「法務省の内部部局として置かれる局で政令で定めるもの、入国者収容所又は地方入国管理局の長」を「出入国在留管理庁長官又は入国者収容所長等」に、「の管理及び」を「及び在留の管理並びに」に改める。

第六十一条の八の二中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第六十一条の九第一項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に、「の管理及び」を「及び在留の管理並びに」に、「外国入国管理当局」を「外国出入国在留管理当局」に改め、同条第二項中「外国入国管理当局」を「外国出入国在留管理当局」に改め、同条第三項中「法務大臣は、外国入国管理当局」を「出入国在留管理庁長官は、外国出入国在留管理当局」に改め、同条第四項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、「あらかじめ」の下に「、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を」を加え、「、外務大臣の確認を」を「外務大臣の確認を、それぞれ」に改める。

第六十一条の九の三第一項第二号及び第三号中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改める。

第六十一条の十の前の見出しを「（出入国在留管理基本計画）」に改め、同条第一項中「、出入国」の下に「及び在留」を加え、「出入国管理基本計画」を「出入国在留管理基本計画」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「出入国管理基本計画」を「出入国在留管理基本計画」に改める。

第六十一条の十一中「出入国管理基本計画」を「出入国在留管理基本計画」に改め、「の出入国」の下に「及び在留」を加える。

第六十九条の二中「法務省令」を「政令」に、「地方入国管理局長」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、第二条の三第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第二条の四第一項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第七条の二第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する権限については、この限りでない。

第六十九条の二に次の一項を加える。

2　出入国管理及び難民認定法に規定する出入国在留管理庁長官の権限（前項の規定により委任された権限を含む。）は、法務省令で定めるところにより、地方出入国在留管理局長に委任することができる。

第七十条第一項第五号中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に改める。

第七十一条の三を第七十一条の五とし、第七十一条の二の次に次の二条を加える。

第七十一条の三　第十九条の二十一第一項の規定による処分に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十一条の四　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十九条の十八第一項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十九条の二十第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第七十六条の二中「関して」の下に「第七十一条の三、第七十一条の四、」を加える。

第七十七条の二を第七十七条の三とし、第七十七条の次に次の一条を加える。

第七十七条の二　第十九条の十八第一項（第一号を除く。）若しくは第二項（第一号を除く。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

別表第一中「第二条の二」の下に「、第二条の五」を、「第十九条の十七」の下に「、第十九条の三十六」を加え、同表の二の表の高度専門職の項第二号ニ中「技能の項の下欄」の下に「若しくは特定技能の項の下欄第二号」を加え、同表の技能の項の次に次のように加える。

特定技能	
一　法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第二条の五第一項から第四項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	
二　法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	

別表第一の二の表の技能実習の項第一号イ中「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）」を「技能実習法」に改め、同表に次のように加える。

備考　法務大臣は、特定技能の項の下欄の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。	

別表第一の四の表の家族滞在の項中「公用」の下に「、特定技能（二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）」を加える。